

秘

10年保存

基監発 0901 第 3 号
平成 22 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機
関との相互通報制度の運用について」の一部改正について

技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用については、平成 18 年 5 月 31 日付け基監発第 0531001 号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」により指示しているところであるが、改正された出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が本年 7 月 1 日から施行されたこと等を踏まえ、通報該当事案等について、別紙のとおり改正することとしたので、適切に対応されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」の一部改正について（平成22年9月1日付け基監発0901第3号）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">基監発第 0531001 号 平成 18 年 5 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">改正 基監発第 0701001 号 平成 20 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: right;"><u>〃 基監発 0901 第 3 号</u> <u>平成 22 年 9 月 1 日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)</p> <p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国 管理機関との相互通報制度の運用について</p> <p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機 関との相互通報制度の実施については、平成 18 年 5 月 31 日付け 基発第 0531001 号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のため の出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」 という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっ ては、下記により実施されたい。</p>	<p style="text-align: right;">基監発第 0531001 号 平成 18 年 5 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">改正 基監発第 0701001 号 平成 20 年 7 月 1 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)</p> <p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国 管理機関との相互通報制度の運用について</p> <p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機 関との相互通報制度の実施については、平成 18 年 5 月 31 日付け 基発第 0531001 号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のため の出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」 という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっ ては、下記により実施されたい。</p>

記

1 局長通達記の1の「通報事案」について

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案については、技能実習生に係る事案であって、以下のものとする
こと。なお、

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 出入国管理機関からは、同機関における実習実施機関に対する調査の過程で、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案が通報されることとなっていること。

記

1 局長通達記の1の「通報事案」について

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案については、技能実習生に係る事案であって、以下のものとする
こと。なお、

[Redacted text block]

(2) 出入国管理機関からは、同機関における技能実習生の受入れ事業場に対する調査の過程で、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案が通報されることとなっていること。

2 略

3 局長通達記の3の「通報の時期」について

[Redacted text block]

4・5・様式 略

2 略

3 局長通達記の3の「通報の時期」について

[Redacted text block]

4・5・様式 略